



柳津小学校運動会・西山小学校運動会 5月15日(土)

広報やないづお知らせ版

2021年(令和3年) 6/11号 vol. 496

編集・発行:柳津町役場 みらい創生課みらい創生係 Tel0241-42-2447 FAX 0241-42-2505

飲食店のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付について

福島県緊急特別対策に伴う飲食店への営業時間短縮の要請にご協力頂いた対象店舗に対し、県より新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金が交付されます。

◇対象店舗：福島県内に所在し、通常、午後8時以降営業を行っている、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた以下の施設

- ・接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗）
- ・酒類を提供する飲食店

◇主な交付要件：(1) 対象店舗において、令和3年5月15日（土）から5月31日（月）までの期間、連続して午後8時までに営業時間を短縮し、酒類の提供を午後7時までとすること（休業した場合も含む）

(2) 対象店舗において、時短営業等の案内を掲示し、感染予防対策を講じていること

◇交付額：A【売上高方式】1日あたり2.5～7.5万円

B【売上高減少方式】1日あたり交付上限額は「20万円」

※大企業はBの方式での交付となり、中小企業はA又はBいずれかの方式を選択可能です

◇申請期間：令和3年6月1日（火）～ 7月30日（金）

◇申請書類：①ホームページからダウンロード

福島県商工総務課のホームページ内「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（全県版時短協力金）」のページ

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-zenken.html>

②配布窓口

- ・柳津町地域振興課観光商工係
- ・県内各地方振興局の企画商工部地域づくり・商工労政課
- ・福島県商工労働部商工総務課

◇その他：詳細は、福島県商工総務課のホームページ内「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（全県版時短協力金）」をご覧ください



詳細・DL

問 福島県協力金コールセンター TEL 024-521-8575
地域振興課観光商工係 TEL 42-2114

中小事業者のみなさまへ

売上の減少した中小事業者に対する一時金の交付について

福島県緊急特別対策に伴う飲食店への営業時間短縮要請や県民に対する不要不急の外出自粛により影響を受け、売上が減少した中小事業者に、県より一時金が交付されます。

◇交付対象者：県内の中小事業者（個人事業者も含む）

◇主 な 要 件：(1)県内に本社又は本店がある中小事業者
(2)県内の飲食店と直接又は間接の取引がある、または不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたことにより、令和3年5月の売り上げが令和元年又は令和2年5月と比べて30%以上減少したこと
(3)令和2年の確定申告を行い受領していること
(4)申請時に事業を継続していること
(5)福島県緊急特別対策における営業時間短縮要請の対象事業者でないこと

◇交 付 額：1事業者あたり一律20万円

◇申 請 期 間：令和3年6月1日（火）～ 7月30日（金）

◇申 請 書 類：①ホームページからダウンロード
福島県商工総務課のホームページ内「売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第2弾）」のページ
URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/ichijikin-part2.html>

②配布窓口

- ・柳津町地域振興課観光商工係
- ・県内各地方振興局の企画商工部地域づくり・商工労政課
- ・福島県商工労働部商工総務課

◇そ の 他：詳細は、福島県商工総務課のホームページ内「売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第2弾）」をご覧ください。



詳細・DL

問 福島県一時金コールセンター TEL 024-521-8572
地域振興課観光商工係 TEL 42-2114

農地調査の協力をお願いします

●「農地利用状況調査」にご協力をお願いします

農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」という）が、農地を適正に耕作しているか、遊休農地（荒廃農地）になっていないかを調査する農地利用状況調査を行います。7月から10月の間に農業委員等が各地区へ調査に入りますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本調査を実施するにあたり、農業委員等が農地に立ち入ることがあります（※）ので、そちらも併せてご協力をお願いします。

※「農業委員会に関する法律」第35条に基づくものです

●遊休農地の「利用意向調査」を実施します

上記の農地利用状況調査の結果、遊休農地の中で「農地として再生可能」と判定された農地は、11月頃に利用意向調査を実施します。利用意向調査は、その農地の適正利用に向けた方法を調査するものですので、調査書が届いた方は必ず回答していただきますようお願いいたします。

●遊休農地は固定資産税が増税となる場合があります

上記の利用意向調査の結果、今後も農地として利用する予定がない農地や、一定期間経過後も利用が図られていない農地、又は調査の回答が無かった場合は、固定資産税評価額の算定にあたり農地として評価されず、結果的に約1.8倍の増税となってしまう場合があります。

遊休農地について、再生可能な農地は利用再開を目指し、再生困難な農地は農業委員会の許可を得て非農地化されるようお願いいたします。

農業者年金に加入しましょう！

「新たな農業者年金制度」は積立方式・確定拠出型ですので少子高齢時代でも安心できる制度です。また、いつでも加入・脱退することができ、保険料も月額（2万円～6万7千円）の範囲内で自由に決めることができます。加入資格は3つだけです！

- (1) 60歳未満の方
- (2) 国民年金第1号被保険者
- (3) 年間60日以上農業に従事している方

支払った保険料は全額「社会保険料控除」が適用になるなど、多くのメリットがある制度です。興味がある方は是非、農業委員会へご連絡ください。



問 柳津町農業委員会 TEL 4 2 - 2 1 1 6

そば・ナタネ種子の注文について

町では、そば・ナタネを振興作物として、作付拡大を奨励しています。

そのため、今年もそば・ナタネ種子の注文を承りますので、要望がある方は**6月30日(水)**までに電話または農林振興係窓口で、作付面積(a)と数量(kg)をお申し込みください。

対象	単 価	備 考
そ ば	350 円/kg	※目安：10a(1反)当り7kg。 ※合同会社夢ハーベスト藤と特定農作業受委託契約を締結される方は、播種前に種子を受取り、収穫後に現金精算となります。
ナタネ	540 円/kg	※目安：10a(1反)当り1kg。 ※刈取後は、ナタネ生産組合で精油まで補助いたします。

※そば・ナタネは、経営所得安定対策の戦略作物として交付金が交付されます。交付金は認定農業者、集落営農及び認定新規就農者を対象に交付されます。それ以外の方が交付金を受けるには、認定農業者又は法人と「特定農作業受委託契約」を締結することが必要です。

問 地域振興課農林振興係 TEL 42-2116

タクシー乗車券と町民バス無料乗車証で支援します

町では、運転免許証(有効期限を満了していないもの)を自主返納した方に、「町内タクシー業者で使える乗車券」と「町民バス無料乗車証」を交付する〔柳津町高齢者等運転免許証自主返納支援事業〕を実施しています。

◇対 象 者：下記(1)(2)の両方に該当する方が対象となります

- (1)自ら所有する運転免許証を自主返納した原則満65歳以上の方、または特別な理由により運転免許証を自主返納された満65歳未満の方
- (2)自主返納の日から交付の日までに柳津町に住所を有する方

◇支 援 内 容：「柳津町町内業者タクシー乗車券50,000円分」(2年間有効)の交付
「町民バス無料乗車証」(3年間有効)の交付

◇必要なもの：(1)公安委員会が発行する「申請による運転免許の取消通知書」の写し
(2)本人の写真(2枚)「縦3.0cm×横2.4cm」、無帽・無背景のもの
(3)官公署が発行した本人確認書類(保険証、運転経歴証明書、マイナンバーカード等)
(4)印鑑

※運転免許証を自主返納した日から6ヶ月以内の申請が必要になります

問 町民課住民福祉係 TEL 42-2118

子育て応援！「よちよちクラブ」

柳津保育所で実施している「よちよちクラブ」にいらっしゃいませんか？

よちよちクラブは、赤ちゃんや保護者の方がお友達をつくったり情報交換をすることができる場所です。赤ちゃんや二人でいることが多くお友だちが欲しいと思っているお母さんやお父さん、おばあちゃんやおじいちゃんはいませんか？まだ保育所に入所されていないお子さんや赤ちゃんも、妊婦さんも、是非遊びに来て下さい♪

- ◇実施日：毎月一回程度実施しています
- ◇場所：ふれあい館（ホール・会議室）
- ◇費用：無料
- ◇時間：午前10時～午前11時30分（随時受付）
- ◇対象者：0歳（6ヶ月以上）から就学前のお子さんと保護者及び妊婦さん（一日5組程度）
- ◇申し込み方法：実施日の3日前までに柳津保育所に電話連絡してください
- ◇その他：コロナウイルス感染症の状況により日程が変更または中止になる場合は、事前に連絡いたします

6月22日（火）
7月21日（水）
8月25日（水） 栄養指導
9月22日（水）
10月13日（水） 育児相談

問 柳津保育所 Tel 4 2 - 2 2 3 8



奨学金の返還を支援しています

福島県では、「福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業」を実施しています。

県が定める対象産業へ就職し、県内へ定住した方を対象に奨学金の返還を支援する事業として、次のとおり令和3年度第1期の募集をしています。

- ◇募集対象者：(1)今年度大学等を卒業予定で、福島県内で働くことを考えている学生
(2)応募時点で福島県外に在住で、今後福島県内で働くことを考えている社会人
- ◇支援条件：県が定める対象産業分野の県内事業所に所定の年数就業し、かつ県内に所定の年数定住すること
- ◇募集期間：令和3年4月23日（金）～ 6月25日（金）
- ◇その他：詳細は、福島県商工労働部雇用労政課のホームページ内「福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業」をご覧ください
URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shougakukin03.html>



詳細

問 福島県商工労働部雇用労政課 Tel 0 2 4 - 5 2 1 - 7 2 9 0

周囲への思いやりで、受動喫煙防止へ

今年の4月から、福島県で「ふくしま受動喫煙防止条例」が施行されたことはご存じでしょうか？

日本では年間**15,000人**の方が受動喫煙を原因に亡くなっていると推計されています。たばこの煙には5000種類以上の化学物質と70種類以上の発がん性物質が含まれているだけでなく、同じように見える煙の中でも、副流煙（たばこの先から立ち上る煙）に含まれる化学物質の量は主流煙（喫煙者が吸い込む煙）に含まれる化学物質の量の数倍多いのです。

喫煙者のたばこの副流煙を周囲の人が吸い込む受動喫煙は、周りにいる人に大きな影響を及ぼします。小さな子供や病気を患っている方は受動喫煙による健康被害が特に大きく、喫煙者の配慮が必要です。

禁煙に関するご相談は、保健衛生係までお気軽にご連絡ください。

町では、「禁煙したい」と考える町民を応援するため、**禁煙治療費の一部を補助**しています。

- ◇禁煙外来治療に要する経費（薬剤費を含む）のうち本人負担額を対象に、最大10,000円
- ◇禁煙外来治療を開始する前に「柳津町禁煙治療費補助金申込書兼確約書」の提出が必要です

問 町民課保健衛生係 TEL 4 2 - 2 1 1 8

高等学校等就学給付金の申請は9月30日まで

町では、保護者の経済的な負担を軽減し、子育て支援と就学機会の確保を目的として、「柳津町高等学校等就学給付金支給事業」を実施しています。

- ◇対 象 者：当該年度の4月1日現在で町内に住所を有し、高等学校に在学している者の保護者
- ◇支 給 金 額：生徒1人 50,000円（原則、口座振込とします）
- ◇申 請 方 法：教育課学校教育係または総務課西山支所係に申請用紙と必要書類を提出してください
- ◇申 請 用 紙：①ホームページからダウンロード
町公式ホームページ内「柳津町高等学校等就学給付金支給事業」のページ
<https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2021041200011/>
②配布窓口
・教育課学校教育係
・総務課西山支所係
- ◇受 付 期 間：令和3年9月30日（木）まで ※土日祝日を除く
- ◇そ の 他：詳細は、町公式ホームページ内「柳津町高等学校等就学給付金支給事業について」をご覧ください



詳細・DL

問 教育課学校教育係 TEL 4 2 - 2 1 1 5

「あなたの一声」から

Q. ペットボトルはつぶして出せないのでしょうか？

柳津町のごみの分別表ではペットボトルの出し方を「つぶさないで出す」と表記していますが、近隣町村では「つぶして出す」と表記している自治体もあります。ペットボトルはかさばるためつぶして出したいのですが、つぶして出すことはできないのでしょうか？

A. つぶして出すこともできます。

ペットボトルの収集業者及び搬入業者に確認したところ、「つぶしたペットボトルでも回収することができる」という回答でした。ごみの分別表ではペットボトルをつぶさないで出すという表記になっておりますが、つぶして出していただくことも可能です。分別方法については、今後広報誌等でも改めて周知していきます。

問 町民課保健衛生係 Tel 4 2 - 2 1 1 8



Q. 工事の入札について、公正に行われていますか。

令和3年2月に行われた工事の入札に関して、予定価格と落札価格が同額であったことに不信感があります。見直しをすべきではないでしょうか。

A. 入札等は適正に行われています。

予定価格と落札価格が同額となった入札結果につきましては、町民の皆様には不信感を与えるような結果となってしまいましたが、町では公正な手続きに基づいて工事等の指名競争入札を実施しています。今後も公平公正な入札を進めると共に、工事等入札結果を公表していきます。

問 総務課財政係 Tel 4 2 - 2 1 1 2

ご意見をお寄せください

「あなたの一声」は町が役場庁舎に設置している投書箱です。
より良いまちづくりのため、みなさまのご意見をお聞かせください。

- ・役場本庁舎（玄関風除室）
- ・西山支所（玄関ホール） の2か所に設置してあります。

問 みらい創生課みらい創生係 Tel 4 2 - 2 4 4 7

